

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）

改正案

現行

（保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）
 第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（保険会社を子会社とする外国の持株会社に関する読替え）
 第三十七条の七 法第二百七十一条の二十において準用する同法第二百七十一条の十七の規定による保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの（以下「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三百七十七条第七号	(略)	読み替える法の規定
(略)	取締役、執行役、会計 参与、監査役若しくは 会計監査人	(略)	読み替えられる字句
(略)	取締役、執行役、会計 参与、監査役若しくは 会計監査人若しくはこ れらに類する職にある 者	(略)	読み替える字句
(略)	第三百七十七条第七号	(略)	読み替える法の規定
(略)	取締役、執行役、会計 参与若しくは監査役	(略)	読み替えられる字句
(略)	取締役、執行役、会計 参与若しくは監査役若 しくはこれらに類する 職にある者	(略)	読み替える字句

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)
 第三十八条の十四 法第二百七十二条の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等(同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三百七十七条第七号	取締役、執行役、会計 参与、監査役若しくは 会計監査人	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		取締役、執行役、会計 参与、監査役若しくは 会計監査人若しくはこ れらに類する職にある 者	(略)	(略)	(略)	(略)

(保証金の額)
 第四十一条 法第二百九十一条第二項に規定する政令で定める保証金の額は、二千万円とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終

(外国少額短期保険主要株主等に関する読替え)
 第三十八条の十四 法第二百七十二条の四十一の規定による外国少額短期保険主要株主等(同条に規定する外国少額短期保険主要株主等をいう。)に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三百七十七条第七号	取締役、執行役、会計 参与若しくは監査役	読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		取締役、執行役、会計 参与若しくはこれらに類する 職にある者	(略)	(略)	(略)	(略)

(保証金の額)
 第四十一条 法第二百九十一条第二項に規定する政令で定める保証金の額は、四千万円とする。ただし、保険仲立人の最初の事業年度終

了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が二千万円に満たない場合は二千万円とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。

（保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等）

第四十四条（略）

2 前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から二千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

附則

（削る）

了の日後三月を経過した日以後においては、当該保険仲立人の各事業年度開始の日以後三月を経過した日（次条及び第四十四条において「改定日」という。）から当該各事業年度終了の日後三月を経過する日までの期間を対象とする保証金の額は、当該各事業年度開始の日の前日までの過去三年間に当該保険仲立人が保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料、報酬その他の対価を合計した金額（当該金額が四千万円に満たない場合は四千万円とし、当該金額が八億円を超える場合は八億円とする。）に相当する額とする。

（保証金の一部に代わる保険仲立人賠償責任保険契約の内容等）

第四十四条（略）

2 前項の賠償保険契約を締結した保険仲立人が法第二百九十一条第一項の保証金の一部の供託をしないことができる額として内閣総理大臣が承認することができる額は、当該保証金の額から四千万円を控除した額に相当する金額を限度とする。

附則

（保険仲立人が認可を受けて締結の媒介を行うことのできる保険契約）

第十四条 法附則第一百九条第一項に規定する政令で定める保険契約は、保険契約者又は被保険者が個人である保険契約とする。

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十五条 (略)

(削る)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第十四条の二 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第十五条 (略)

2 長官権限のうち法附則第百十九条第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による認可の取消しは、保険仲立人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。

3 前項の規定は、同項に規定する長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

4 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(削る)

(削る)